

<令和7年度労働保険年度更新について>

【年度更新とは】

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

年度更新とは、労働保険料について、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きをすることです。

【申告期間】

申告・納付は、令和7年6月2日(月)から7月10日(木)です。期限前の申告はできません。

【申告書の作成について】

年度更新申告書を作成するには、厚生労働省ホームページに掲載されている**年度更新申告書計算支援ツール(エクセル版の賃金集計表や一括有期事業報告書・総括表等)**が便利です。ぜひ、ご活用ください。

また、愛知労働局の YouTube チャンネルに支援ツールの紹介や作成方法の動画が掲載されていますので、ご覧ください。

【提出方法及び提出先】

① 郵送の場合

作成されました申告書は、申告書と同封の郵送提出用封筒により、愛知労働局労働保険適用・事務組合課あて提出してください(切手貼付)。提出するものは、申告書のみとし、封筒裏面のチェック欄を忘れずに記入をしてください。

なお、申告書の事業主控に受付印が必要な場合は、事業主控と返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。

② 電子申請を利用する場合

年度更新申告書は、e-Gov(イーガブ)のサイトから電子申請することができます。時間帯を問わず、郵送手続き等の手間も省けますので、ぜひご利用ください。

電子申請をするためには、電子証明書もしくは G ビズ ID アカウントの事前取得、パソコンの環境設定等が必要です。詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載されている「事前準備ガイド BOOK」「年度更新電子申請操作マニュアル」にわかりやすい説明が記載されていますので、参照してください。

③ 金融機関に提出する場合

納付金額がある場合に、金融機関で納付と同時に申告書を提出することができます。

ただし、口座振替を利用している場合・納付金額がない場合・控に受付印を希望する場合には、金融機関へ提出することはできません。また、一括有期事業報告書・総括表などの添付資料の提出もできません。

【納付方法】

申告書から切り離れた納付書に金額を記入の上、金融機関で納付してください。またペイジーで電子納付することも可能です。

保険料の納付は、口座振替が便利です。事前手続きが必要です(今年度は第2期分以降対応可能)。ぜひご利用ください。

【令和7年度の変更点について】

令和7年度4月1日から、雇用保険料が変更されました(詳細は、厚生労働省ホームページ又は申告書に同封の下敷をご参照ください)。

負担者 事業の種類	労働者負担①	事業主負担②	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
(令和6年度)	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
(令和6年度)	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000
(令和6年度)	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

【注意点】

- ① 現在、労働者がいない場合、既に廃業している場合または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
- ② 申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が外部委託した民間事業者より照会させていただく場合があります。民間事業者名については、申告書と同封のリーフレットをご覧ください。

【問い合わせ先】

ご不明な点は、コールセンター(Tel0120-256-376)、愛知労働局労働保険適用・事

務組合課(052-219-5503)、各労働基準監督署へお問い合わせください。

また、e-Gov 電子申請システムの画面操作方法等は、サポートデスク(050-3786-2225)へお問い合わせください。